

## 社団法人射水青年会議所事務局員服務規程

### 1. 服務規程の意義

労働条件を規律する諸規律を制定し、事務局の秩序を確立することにより、業務の円滑な運営を期し、又明るく近代的な雇用関係を確立する。

### 2. 遵守義務

事務局員はこの規定を遵守し、事務の円滑化に務めなければならない。

### 3. 就業時間

始業・就業時間及び休憩時間は次の通りとする。

始業 午前9時

就業 午後5時

休憩 正午より1時まで

### 4. 休日は次の通りとする。

イ) 日曜日、国民の休日

ロ) 毎週土曜日

ハ) 年末年始

ニ) お盆休み

但し、上記の規則にかかわらず時間外及び休日労働を命ずることがある。

### 5. 賃金

賃金は毎月末日に締め切り、翌月5日に現金で支払う。

### 6. 賃金の種類

賃金は下記の種類とし、金額は毎年12月の理事会の審議事項で決定する。

イ) 基本給

ロ) 諸手当

ハ) 通勤手当

ニ) 残業手当

ホ) 日曜祭日手当

ヘ) 時間給(パートタイマー)

### 7. 残業手当の算出

$[月給(基本給) \div 22 \div 8] \times 1.3 \times \text{時間外労働時間数}$

### 8. 日曜、祭日手当の算出

$[月給(基本給) \div 22] \times 1.35 \times (\text{ただし} 1/2 \text{日区切り})$

### 9. 福利厚生

事務局員は下記の保険に加入することを原則とする。

イ) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)

ロ) 労働保険(雇用保険・労災保険)

事務局員に退職金積立制度を設ける。

10. 安全・衛生

事務局員は常に事務局を整理整頓し、正しい衛生管理に務めなければならない。

11. 退職

事務局員の退職願は、退職の30日前までに、事務局長を経て理事長に提出するものとする。

12. 補則

パートタイマーの事務局員には、3項、7項、8項、9項は適用されない。

附則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。